

## 処 分 基 準

令和4年3月15日作成

法 令 名	銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項	第11条第4項
処 分 の 概 要	拳銃等又は猟銃の所持許可の取消し
原権者（委任先）	鳥取県公安委員会
法 令 の 定 め	銃砲刀剣類所持等取締法第4条（許可）、同第6条（国際競技に参加する外国人に対する許可の特例）、同第11条第4項 火薬類取締法第50条の2第1項（猟銃用火薬類等の特例） 火薬類取締法施行令第12条（猟銃用火薬等）
処 分 基 準	当該違反に伴う実害の発生、同種事案の再発のおそれ、社会的に非難されるべき点等が認められる場合に、許可を取り消すものとする。
問 い 合 わ せ 先	鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話 0857-23-0110）
備 考	